

○印西市スポーツ大会出場奨励金交付要綱

平成29年 9 月12日 告示第146号

改正

令和 2 年 3 月24日 告示第44号

令和 5 年 3 月31日 告示第73号

印西市スポーツ大会出場奨励金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、スポーツの振興を図るため、スポーツ活動において市を代表して全国大会等に出場する者に対し、予算の範囲内において交付するスポーツ大会出場奨励金（以下「奨励金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第 2 条 この要綱に基づき奨励金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有する者であって、全国大会等に出場するものとする。

2 同一の交付対象者に対する奨励金の交付は、同一年度内で 1 回に限るものとする。

(交付対象となる全国大会等)

第 3 条 奨励金の交付の対象となる全国大会等は、次のとおりとする。

(1) 県予選、選考会等を経て出場する全国規模の大会で、次に掲げるもの

ア 国民体育大会

イ 文部科学省（スポーツ庁を含む。）又は厚生労働省が主催し、又は後援するスポーツ競技大会

ウ 公益財団法人日本体育協会に加盟する中央競技団体又は当該団体に属する団体が主催し、又は後援するスポーツ競技大会

エ 公益財団法人日本オリンピック委員会又は当該団体に加盟する団体が主催し、又は後援するスポーツ競技大会

オ 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会又は当該団体に加盟する団体が主催し、又は後援するスポーツ競技大会

(2) その他市長が前号に準ずると認める大会

2 前項の規定にかかわらず、学生競技連盟が主催するスポーツ競技大会は対象としない。

(奨励金の額等)

第 4 条 奨励金の額は、10,000円とする。

(交付申請)

第 5 条 奨励金の交付を受けようとするものは、出場する全国大会等の開催日までにスポーツ大会出場奨励金交付申請書（別記第 1 号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(1) 県予選、予選会等の要領及び結果の分かるもの

(2) 出場する全国大会等の要領及び出場登録の分かるもの

(交付決定)

第 6 条 市長は前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、交付の可否を決定し、スポーツ大会出場奨励金交付決定（却下）通知書（別記第 2 号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付）

第 7 条 市長は前条の規定により奨励金の交付を決定したときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

（結果報告）

第 8 条 前条の規定により奨励金の交付を受けたものは、出場した全国大会等が終了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、スポーツ大会出場結果報告書（別記第 3 号様式）に全国大会等の結果が分かる資料を添付し、市長に報告しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 9 条 市長は、第 6 条の規定により交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

（1） 虚偽その他不正な手段により奨励金の交付を受けたと認められるとき。

（2） その他市長が奨励金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消したものに對し、奨励金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行し、平成29年 4 月 1 日から適用する。

（交付申請及び結果報告の特例）

2 この告示の施行前に開催された全国大会等に出場したものの交付申請は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、平成30年 3 月 31 日までに行うものとする。

3 前項の交付申請に係る結果報告は、第 8 条の規定にかかわらず前項の交付申請の際に併せて行うものとする。

（失効）

4 この告示は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前にこの告示の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月 24 日告示第 44 号）

この告示中附則第 4 項の改正規定は公示の日から、その他の改正規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日告示第 73 号）

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の改正規定は公示の日から施行する。